

大学生の力を活用した田中宮市営住宅における住民自治の活性化業務及び 3L APARTMENT プロジェクト@田中宮運営協議会事務局の補助業務に関する 委託仕様書

1 委託業務

大学生の力を活用した田中宮市営住宅の住民自治活性化業務（以下「本業務」という。）及び3L APARTMENT プロジェクト@田中宮運営協議会事務局（以下「事務局」という。）の補助業務

2 業務の目的

本業務は、田中宮市営住宅において、地域住民、大学等教育機関、市民団体、関係機関等と連携の下、少子高齢化やコミュニティの希薄化など地域自治会の抱える課題を解決するため、関係団体間にて締結された「公共空間利活用と周辺地域活性化にかかる連携協定（3L APARTMENT プロジェクト@田中宮）」の推進をはじめ、市営住宅及びその周辺地域の活性化を図るうえで、留意すべき事項や検討すべき課題を挙げ、京都市の財政負担を軽減しつつ、住民自身が主体となって持続的に取り組むことができる様々な取組を実施するものである。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 関係団体間のコンサルティング

ア 受託者は、これまでの大学等との連携活動の経験や市民活動の支援経験から得たノウハウをもとに、運営協議会等の各関係団体間を調整し、事業全体が円滑に進行するように総括すること。

イ 受託者は、団地自治会をはじめとした地域と大学、学生、関係機関等との連携による有形無形の活動支援体制を構築し、その運営にあたること。

(2) イベント実施時における関係機関等との調整

ア 本件事業において実施するイベントの趣旨を踏まえ、自治会及び龍谷大学（以下「大学」という。）の担当部署（REC 京都）と連携し、学生の参加意欲を喚起する募集方法等を企画し、学生募集を実施すること。

イ イベント等に参加する大学生が、主体的かつ円滑に参画できるよう、自治会及び大学、京都市と調整のうえ、参加環境の整備及びコーディネート

業務を行うこと。

ウ 関係機関の日常的な窓口となり、適切に情報共有等を実施すること。

(3) 事業の周知等

ア 受託者は、本事業の充実のために、適宜、大学等教育機関、市民団体、関係行政機関等に対して、本事業を周知すること。

イ 受託者は、大学をはじめ、関係機関と連携しながら、学生に広く本事業を周知すること。

(4) 事業の広報

ア 本事業の事業趣旨や進捗状況について、定期的に情報を発信すること。

イ 各種イベント開催に応じて、チラシの作成及び配布、ホームページの更新など、適宜情報を発信すること。

(5) 成果及び課題の整理、分析

ア 事業の成果を明確にするとともに、学生や自治会から寄せられた問題や課題などを整理し、運営協議会や関係団体等がこれらを共有できるように、適宜情報発信を行うこと。

イ 事業の課題点を明確にするため、必要に応じて、イベント等への参加学生、団地自治会役員、大学、運営協議会等に対して、適宜アンケートまたは口頭で意見集約を実施し、結果を集約、分析のうえ、課題解決に向けた提案を行うこと。

(6) 自治会独自活動（ふれあいまつり等）への協力

受託者は協議会及び事務局とともに、自治会が開催するふれあいまつり（年1回開催予定）他2件のイベント（予定）への協力を行うこと。

(7) 事務局業務の補助

3 L APARTMENTプロジェクト@田中宮運営協議会※（以下「協議会」という。）規約第15条第1項に基づき設置する「事務局」の業務について、次のアからオを補助すること。

なお、協議会において、令和9年度から市営住宅に入居する学生を募集するとの判断に至った場合は、委託者の指示に基づき、次のカからク（学生の募集及び選考に関する業務等）を実施すること。

ア 事業の企画・立案及びその運営に関して、必要に応じて事務局と協議すること。

イ 本件事業運営に伴う収入及び経費に係る経理事務を行うこと。

ウ 事務局会議（年4回実施予定）及び運営協議会（年1回/毎年度末実施予定）について、関係団体間の連絡調整、運営に関する庶務全般を行うこと。

エ 年間事業計画に係る策定・提案・報告支援を行うこと。

- オ その他、本件事業推進に必要な事項
- カ 入居学生の募集及び選考業務
- キ 入居者の住戸使用に伴う各種申請業務
- ク 入居学生に対する入居学生のオリエンテーションの実施
- ※ 公共空間利活用と周辺地域活性化にかかる連携協定を締結した団体（構成団体：京都市、龍谷大学及び田中宮市営住宅自治会）が、本協定を確実に推進することを目的に構成された協議会。

5 業務体制

- (1) 業務責任者
受託者は、委託業務の遂行を総括する業務責任者を定めること。
- (2) 業務責任者の義務
業務責任者は、常に業務全体を把握するとともに、その他の従事者を指揮監督し、本事業の円滑な進捗に努めること。
- (3) 連絡調整
業務責任者は、委託者と適宜、連絡調整を行うこと。
- (4) 業務責任者の変更
受託者は、やむを得ない事情により、業務責任者が変更となる場合は、速やかに京都市にその旨届け出を行い、京都市の承認を受けること。
- (5) 業務の継承
受託者は、業務責任者が変更となる場合は、後任の業務責任者に対して、着任前及び着任後において、本事業の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、本事業遂行に支障が生じないように必要な措置を万全に行うこと。

6 委託業務の進行等

- (1) 業務スケジュールの調整
受託者は、業務開始に先立ち、受託年度における業務スケジュールを作成のうえ、事前に京都市の承認を得ること。
- (2) 進捗状況の報告
受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜京都市へ報告を行うこと。
- (3) 報告の方法
本事業の遂行にあたり、京都市が提出を求める資料については、その都度、京都市の求める部数の紙資料及び電子データで提出すること。

7 費用負担

受託者は、本業務に必要な経常的備品や消耗品の費用、本業務にかかる会議資料等の印刷費、会場使用料、招聘した専門家への謝礼、その他、本業務を遂行するにあたり必要な経費を負担すること。

8 貸与物品について

(1) 京都市の管理する記録等の提供等

受託者は、本事業遂行にあたり、京都市から管理する記録、資料等の提供又は借用を受けることができる。

(2) 貸与物品の返却

受託者は、委託業務が完了した後、又は当該委託業務が解除された後、京都市から借用した資料等は、速やかに返還すること。

なお、京都市から借用した資料等を複写した場合においても、同様の扱いとする。

(3) 貸与物品の遺失

受託者が京都市から借用した資料等を遺失した場合、受託者は速やかに遺筆事実を報告すること。その際、受託者は、個人情報漏洩の有無や経過などについて調査し、京都市に報告するとともに、すべて受託者の責任において対処すること。

9 納入する成果物

(1) 成果報告書

本事業の成果を証する報告書の提出。

(2) チラシ、パンフレット等制作物

本事業を紹介するチラシ、パンフレット等一式

(3) ホームページ等

ホームページ及び本事業に関する報告を投稿したブログ等

(4) 修正の指示など

成果物は、京都市の確認後、修正の指示をする場合がある。

10 契約料について

(1) 京都市による契約料の上限

1, 370, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 契約料の支払条件

業務完了後に精算払いとする。

11 その他

- (1) 個人情報に関する取扱い
別紙（個人情報の保護に関する規定）のとおり
- (2) 損害賠償
本事業の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。
- (3) 著作権の取扱い
円滑に本事業を実施し、その成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。
ただし、事前に書面による京都市の同意を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他
この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者である京都市が定めるものとする。

個人情報の保護に関する規定

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者(複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。)は、委託業務を開始する前に、京都市(以下「発注者」という。)が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (3) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (4) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを

導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

- 第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
 - 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

- 第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

- 第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

- 第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

- 第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

- 第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
 - 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

- 第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しない

こととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生への報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。